

特別支援学校教諭免許状に関する省令改正及びコアカリキュラム作成等に係る教職課程認定基準等の改正について（案）

1. 改正の趣旨等

「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和4年3月31日）を受け、教育職員免許法施行規則（以下、施行規則という。）の改正及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（以下、コアカリキュラムという。）が作成されること等を踏まえ、教職課程認定基準等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正

改正後の施行規則第7条表備考第5号において、同表第3欄に掲げる「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に含むべき事項の文言が改正されることに伴い、本基準も改正を行うもの。

（教職課程認定基準 4-5（3））

（2）教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）の改正

特別支援学校教諭に係るコアカリキュラムが作成されることに伴い、本確認事項における審査の確認の観点として、本コアカリキュラムを追加する改正を行うもの。

（教職課程認定審査の確認事項 2（7））

（3）特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方の改正

特別支援学校教諭に係るコアカリキュラムが作成されることに伴い、従前の特別支援学校教諭免許状に係る審査における観点について、教育課程（シラバス）についての記述を削除するもの。また、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」に係る取扱いについて、特別支援学校の設置状況等を踏まえ、削除するもの。

（4）その他

高等学校学習指導要領の改訂に伴う教育職員免許法施行規則の改正を踏まえ、教職課程認定基準の高等学校等に係る「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改正するもの。（教職課程認定基準 4-4（5）ii）等

（5）適用期日

令和6年度からの教職課程認定を受けようとする申請校から適用する。
（教職課程認定基準 13）